

第 7-9 回日本政府定期報告 (CERD/C/JPN/7-9) に関する List of Themes(テーマリスト)

人種差別撤廃委員会は第 76 会期において、締約国の報告書審査における締約国代表と委員会との対話を導き、焦点を定めるために、短いテーマリストを当該締約国に送付することを決めた。この文書はそのテーマリストを載せている。これは完全なリストではない。そのため、ここにはない他の問題も対話においてとりあげられるかもしれない。このテーマリストに対する文書での回答は不要である。

1. 条約実施のための国内法、制度および政策枠組みにおける条約 (第 2、4、6、7 条) :

(a) 条約第 1 条に規定されている人種差別の根拠に合致した人種差別の定義を含む具体的な反差別法の採択の進捗状況 (CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 9) ;人権の促進と保護のための国内人権機関の地位に関する原則 (パリ原則) に沿った国内人権機関設置の進捗状況 (CERD/C/JPN/7-9、パラ 67 および CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 12)。

(b) 人種主義的で排外的な態度を明示的かつ具体的に禁止する法律制定の進捗状況 (CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 14) ; インターネット上を含み、排外的で人種的な差別の行為に関するケースにおけるプロバイダー責任制限法の施行に関する情報 (CERD/C/JPN/7-9、パラ 87-90)。

(c) 人種的意見やヘイトスピーチの流布および宣伝の行為を含む人種差別の行為に関係した告訴、訴追および国内裁判所の決定に関する追加情報、被害者になされた補償に関する追加情報、そして、人種差別行為への反対行動をとるための司法的および非司法的救済へのアクセスの保障の有効性に関する追加情報 (CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 13、14 および CERD/C/JPN/7-9、パラ 141-155) 。

(d) 締約国が公務員、警察官、検事、矯正施設職員、裁判官、その他の公共団体職員および教員に対して、人種差別をなくすことを目的として提供した研修および意識高揚プログラムの影響に関する情報 (CERD/C/JPN/7-9、パラ 68-80、および HRI/CORE/JPN/2012、パラ 174-187)。締約国が実施した人権教育研究促進プロジェクトの実施の最新情報とそれが人種差別に及ぼした影響 (CERD/C/JPN/7-9、パラ 169-171) ;そして、人権教育、メディアの役割、およびメディアにおける先入観にとらわれた人種主義的コメントに反対する取り組みに関する情報 (CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 26)。

2. マイノリティおよび先住民族の状況 (第 2-7 条) :

(a) 部落民 : 雇用、住宅、土地および教育のアクセスに関する差別への効果的な取り組みの進捗状況 ; 部落団体との合意に沿った人権保護法の制定に関する最新の情報 ; 部落問題を取り扱う公的機関の設置 (CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 19)。

(b) 琉球 / 沖縄の人びと : 琉球 / 沖縄の人びとの経済的、社会的および文化的権利の享有を促進するためにとられた具体的措置 (CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 21) ;そして、沖縄振興計画の実施が沖縄の人びとの状況に与えた影響に関する情報 (CERD/C/JPN/CO/3-6/Add.1、パラ 11-13)。

(c) アイヌ民族：人種差別に反対し、アイヌの子どもの教育へのアクセスを含むアイヌ民族の生活状況を向上させ、アイヌ民族の歴史と文化についての一般の理解を促進するためにとられた具体的な計画と行動（CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 20、22 と、CERD/C/JPN/7-9、パラ 15-22）。

3. 移住者、難民および庇護希求者を含む市民でない者に対する差別（第 5 条、7 条）

(a) 移住者：包括的移民政策の採択の進捗状況、特に朝鮮・韓国および中国の移住者（訳注：旧植民地出身者とその子孫のことか）を含む移住者に対する差別的行為および排外的言論に反対するための措置；移住女性を含み、住宅や雇用へのアクセスにおける差別に取りくむための措置（CERD/C/JPN/7-9、パラ 118）；移住者の子どもの日本の教育へのアクセスを促進する上での進捗状況；朝鮮学校および中国学校などの外国学校の認定の状況に関する最新情報（CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 22）；レストラン、公衆浴場、店舗およびホテルなどの場所やサービスへのアクセスにおける移住者や先住民族に対する差別をなくすための措置（CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 24）；人身売買を防止し、人身売買の被害者の権利を保護し、被害者に適切な支援を提供するための措置（A/HRC/WG.6/14/JPN/3、パラ 35）。

(b) 難民および庇護希求者：移住者および庇護希求者の系統的で長期の拘束に取りくむための措置；難民手続きに適用されている基準に関する差別を防止するための手段（CERD/C/JPN/CO/3-6、パラ 23 と、CERD/C/JPN/7-9、パラ 55）；庇護希求者の不適切な拘束状況を改善するための措置；そして国外退去中における行き過ぎた力の行使を防止するための措置。

◆◆文中の参照文書については以下 url をクリック

2010 年審査総括所見 CERD/C/JPN/CO/3-6：

<http://imadr.net/wordpress/wp-content/uploads/2012/10/D4-6-X3.pdf>（日本語）

第 7-9 回政府報告 CERD/C/JPN/7-9：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023044.pdf>（日本語）

人権コアドキュメント：

HRI/CORE/JPN/2012：<http://www2.ohchr.org/english/bodies/coredocs.htm>（英語）

2012 年 UPR 作業部会の報告：

A/HRC/WG.6/14/JPN/3：http://ap.ohchr.org/documents/alldocs.aspx?doc_id=20740（英語）